

# 政務調査費の手引

平成 2 1 年 1 2 月

茨 城 県 議 会

# 目 次

1	政務調査費の概要 -----	1
	(1) 政務調査費制度の経緯 -----	1
	(2) 政務調査費とは -----	1
	(3) 政務調査活動とは -----	1
2	政務調査費充当の基本原則及び使途基準等 -----	2
	(1) 基本原則 -----	2
	(2) 使途基準 -----	4
	(3) 使途基準の留意点 -----	6
	①人件費 (給与, 各種, 手当, アルバイト賃金等)	
	②事務所費 (賃料, 管理費等)	
	③事務費 (事務用品, 光熱水費, 備品購入費, 通信費, リース料等)	
	④交通費 (バス・電車代, タクシー代, 高速料金, ガソリン代, 宿泊料等)	
	⑤視察・研修費 (講師謝金, 会場借上代, 参加費, 交通費, 宿泊代等)	
	⑥調査委託費 (調査委託費等)	
	⑦資料購入・作成費 (書籍, 新聞・雑誌代, コピー, 印刷代等)	
	⑧会議費 (講師謝金, 会場借上代, 会議茶菓代, 交通費, 宿泊代等)	
	⑨グループ活動費 (議員連盟等会費, 視察参加費, 交通費等)	
	⑩広報紙 (誌) 発行費 (原稿料, 作成委託費, コピー, 印刷代等)	
	⑪ホームページ作成・管理費 (ホームページ・ブログ作成・管理費等)	
	⑫政策広報費 (会場借上代, 会議茶菓代, 自動車リース代, 交通費等)	
	⑬会費 (地域団体等が主催する会合の会費, 年会費, 交通費等)	
	(4) 政務調査費の充当が不適当な例 -----	2 2

3	政務調査費の事務手続	2 3
(1)	交付対象	2 3
(2)	交付額等	2 3
(3)	会派の届出	2 3
(4)	交付決定	2 3
(5)	交付	2 3
4	収支報告書	2 4
(1)	収支報告書及び領収書等の提出	2 4
(2)	証拠書類等の整理保管（会派保管分）	2 4
(3)	議長の調査	2 4
(4)	残余の返還	2 4
(5)	収支報告書等の保存及び閲覧	2 4
5	資 料	2 6
(1)	各種様式及び記入例	2 6
(2)	地方自治法	4 7
(3)	条例及び施行規程	4 8
(4)	公職選挙法（抄）	5 2

# 1 政務調査費の概要

## (1) 政務調査費制度の経緯

本県では、昭和42年度から平成12年度まで、地方自治法第232条の2を根拠に、議会の会派に政務調査研究費補助金として補助を行っていました。

平成11年に地方分権一括法が成立し、本格的な地方分権の時代が到来、地方議員の役割が増大したことから、全国都道府県議会議長会は、地方分権の時代にあつて地方議会が住民の負託に応えその役割を十分に果たしていくためには議会を構成する議員の活動基盤の強化が不可欠であるとして、国に対して、

- ①都道府県政調査交付金の支出根拠について位置づけを明確にすること
  - ②地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費（例えば文書通信費、事務所費など）を支給できるようにすること
- と法改正を要望しました。

国は、地方議会の活性化を図るためにはその審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化するため、地方自治法の一部を改正し、「調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と定め、平成13年4月1日から施行しました。

地方自治法の一部が改正施行され、本県も「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し、同日に施行しています。

## (2) 政務調査費とは

地方自治法の規定により制定された「茨城県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、議会の議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付されるもので、議会における会派に対し、所属議員1人につき、月額30万円が交付されます。

## (3) 政務調査活動とは

政務調査活動は、県政のあらゆる課題について行う、調査研究活動、情報収集活動、政策立案活動、広報・広聴活動などで、政党活動や後援会活動及び私的活動等以外のものです。

なお、一概に定義することは困難であり、支出にあたっては使途基準等を参考に、政務調査活動と他の活動等が混在する場合は按分するなどして、社会通念上妥当なものであるよう慎重に取り扱う必要があります。

(2) 使途基準

県議会における政務調査費の使途基準は、次のとおり。

茨城県政務調査費の交付に関する条例施行規程別表

分類	項目	内容	例示
調査活動補助費	人件費	会派又は議員が政務調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料, 各種手当, アルバイト賃金, 社会保険料等
	事務所費	会派又は議員が政務調査活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費	賃料, 管理費, 仲介手数料, 礼金, 政務調査活動に必要な造作等
	事務費	会派又は議員が政務調査活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費	事務用品代, 光熱水費, 備品購入費, 修理費, 通信費, リース・保守料, 運搬費, インターネット接続経費, 名刺代, 来客用茶菓代等
	交通費	会派又は議員の政務調査活動に要する日常的な交通費, 宿泊費等の経費	バス・電車代, タクシー代, 高速料金, 駐車場代, 自動車リース代, ガソリン代, 宿泊費等
調査・政策立案費	視察・研修費	会派又は議員が政務調査活動のため行う視察・研修等に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修等への議員等の参加に要する経費	講師等謝礼, 会場・機器等借上代, 通訳・翻訳代, 参加費, 資料代, 交通費, 宿泊費, 食事代, 通信費, バス借上代, 視察先入場料, 視察先への土産代等
	調査委託費	会派又は議員が政務調査活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費	調査委託費, 翻訳料等
	資料購入・作成費	会派又は議員が議会審議や政務調査活動のため行う図書等の購入及び資料作成に要する経費	書籍代, 新聞・雑誌購読料, CD ROM等購入費, 有料データベース代, コピー代, 印刷代, パネル代等
	会議費	会派又は議員が政務調査活動のため開催する会議に要する経費	講師等謝礼, 会場・機器等借上代, 通訳・速記代, 会議に伴う茶菓代, 食事代, 看板代, 交通費等
	グループ活動費	会派又は議員が政務調査活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費	議員連盟等年会費, 視察参加費, 交通費等

広報・広聴活動費	広報紙(誌)発行費	会派又は議員が政務調査活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費	原稿料, 作成委託料, デザイン代, 写真代, コピー代, 印刷・製本代, はがき代, 新聞折込代, 送料等
	ホームページ作成・管理費	会派又は議員が政務調査活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費	ホームページ・ブログ作成管理委託料, 保守料等
	政策広報費	会派又は議員が政務調査活動のため行う音声による広報・広聴活動に要する経費	会場・機器等借上代, 通訳・速記代, 会議に伴う茶菓代, 看板代, 機材費, 自動車リース代, 道路使用許可申請手数料, 交通費等
	会費	会派又は議員が政務調査活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費	地域団体等が主催する会合の会費, 年会費, 交通費等

## 2 政務調査費充当の基本原則，使途基準等

### (1) 基本原則

#### ア 政務調査費の充当範囲

会派又は議員の政務調査活動に要する経費に充当することができる。

#### イ 政務調査費の充当に当たっての原則

##### (ア) 実費弁償・支出の確定時期について

政務調査活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われることから、政務調査費の充当は社会通念上妥当な範囲のものであり、政務調査活動に要した費用の一部として実費弁償を基本とし、支出の確定時期は現金主義（支払主義）とする。

##### (イ) 不動産・備品等への支出について

調査研究に資するため必要な経費の一部として充当されることから、不動産、自動車、高額な備品等の資産形成につながるおそれのある支出に充てることはできない。

##### (ウ) 政務調査費の充当の按分の指針

議員の活動は、政務調査活動のほか政党活動や後援会活動等及び私的活動等様々な活動が混在しており、一つの活動でも政務調査活動と他の活動の両面を有し渾然一体となっている場合も多い。

このような場合、合理的に説明できる割合又は下表を上限とする割合で適切に按分するものとする。

#### 【政務調査費を充当する場合の按分割合の上限】

活動内容	政務調査費の按分割合の上限
専ら政務調査活動の場合	全部
政務調査活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合	1 / 2
政務調査活動と私的活動が混在する場合	1 / 2
政務調査活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合	1 / 4

#### ウ 証拠書類等の提出及び整理・保管について

会派は、収支報告書の提出に当たって、領収書（領収書の取得が困難な場合は支払証明書等）を添付しなければならない。

また、政務調査費は公費から交付されることから、その支出について会計帳簿、証拠書類を整理保管しなければならない。

## エ 会派から議員への包括的委託手続きについて

政務調査費は、条例により議会の会派に交付されるため、会派の所属議員が個々に行う政務調査活動に充当するに当たっては、会派から所属議員に対して、政務調査活動に関する包括的な委託を行っておくことが望ましい。

## オ 公職選挙法との関係

公職選挙法の規定により、議員は、政治団体・親族を除き、選挙区内の者に対し寄付を行うことはできない。

寄付を制限される者	禁止される寄付行為		禁止期間	根拠法令
	寄付受領者	寄付の内容		
○公職にある者 ○公職の候補者 ○公職の候補者になろうとする者	選挙区内にある者(政治団体・親族を除く。)	寄付のすべて (選挙区内において、饗応接待が伴わない政治上の主義・施策普及のための講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償(食事を除く。)をすることはできる。)	常時	公職選挙法 199条の2

## 会食を伴う会議・会合等を開催する場合の留意点

政務調査活動の一環として飲食を伴う会議や会合等を行う場合には、十分留意する必要がある。

会議や会合、意見交換会、勉強会等での食事等の提供				
出席者	通常程度を超える食事の提供	通常程度の食事		湯茶、通常程度の茶菓の提供
		出席者の実費負担	食事等の提供	
選挙区内にある者	×	○	×	○
選挙区外にある者	○	○	○	○

## 会費の留意点

政務調査活動の一環として、各種団体等が主催する会合等に参加場合、「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄付に該当することになる。



項目	人件費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
例示	給料，各種手当，アルバイト賃金，社会保険料等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となる職員等

- ・ 常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員(アルバイト等)  
ただし，配偶者，被扶養者，同居者など生計を一にする者への支出は，原則好ましくない。

#### (2)対象となる費用

雇用主	対象となる費用	支払先
会派又は議員	○給料 ○賞与 ○各種手当 (扶養手当，住居手当，通勤手当等)	被雇用者本人
	○臨時職員賃金 ○社会保険等のうち雇用主負担分 (健康・介護・厚生年金保険料等)	
会派又は議員 以外の者	○負担金等  (雇用主と会派又は議員との間で締結する協定等に基づく政務調査活動への従事分に係る経費)	職員等の雇用主  (会派又は議員が直接，当該職員等の雇用主とはならないため，経費の支払先は雇用主となる。)

#### (3)整理・保管すべき関係書類

- ・ 雇用実態があり，政務調査活動に従事していることを客観的に示す書類を整理・保管しなければならない。  
《例》○雇用(職員従事協定)契約書 (37ページ参照)  
○勤務実績表 (39ページ参照)

#### (4)按分

- ・ 政務調査活動とその他の議員活動(政党活動，後援会活動等)とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

職員等の従事実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
政務調査活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

※合理的に説明できる割合の例

- ・ 職員等の日々の勤務時間，具体的な勤務内容等を記載した書類や協定書等により政務調査活動への従事割合を按分する場合

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務調査活動に従事した日数又は時間}}{\text{職員 の 勤 務 日 数 又 は 時 間}}$$

項目	事務所費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
例示	賃料，管理費，仲介手数料，礼金，政務調査活動に必要な造作等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となる事務所の要件

- ・政務調査活動のため必要な事務所としての外形及び機能等（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有すること
- ・事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、資産形成につながるとの誤解を招かぬよう、慎重な対応が必要

#### (2)賃料，管理費，政務調査活動に必要な造作

所有形態	賃料	管理費	造作
自己の所有物件	—	慎重な対応が必要 (第三者に対する場合は支出できる)	慎重な対応が必要
配偶者，被扶養者，同居者など生計を一にする者の所有物件	慎重な対応が必要 (その者が賃貸借を業として行っている場合は支出できる)		
自らが代表者・役員等の地位にある法人の所有物件	慎重な対応が必要 (その法人が賃貸借を業として行っている場合は支出できる)		
第三者の所有物件			

#### (留意点)

- ・事務所の購入に政務調査費を充てることはできない。
- ・造作は政務調査活動に必要なものに充てられるが、資産形成につながるとの誤解を招かぬよう、慎重な対応が必要

#### (3)仲介手数料，礼金等の初期経費

- ・敷金等の解約時等などに返還される性格のものには支出できない。

#### (4)整理・保管すべき関係書類

- ・賃貸借契約書等の関係書類を整理・保管しなければならない。

#### (5)按分

- ・当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
政務調査活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

項目	事務費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
例示	事務用品代、光熱水費、備品購入費、修理費、通信費、リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、名刺代、来客用茶菓子代等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象

- ・政務調査活動を行うために必要な事務所及び会派控室等における事務運営に係る経費（自己所有の物件であっても支出できる。）

#### (2)備品購入費

取得価格（単価）	支出にあたっての考え方
20万円以下	政務調査活動に必要な備品に支出できる。
20万円超	原則として支出できない。

#### (留意点)

- ・備品購入は、資産形成につながるとの誤解を招かぬよう、慎重な対応が必要
- ・更新、買替は、頻繁に行わず、適切なサイクルによること
- ・備品の設置場所は事務所とすることもできるが、その購入、管理については、会派でこれを行うこととし、取得価格（単価）が5万円以上の備品については、備品台帳（購入日、品名、取得価格、設置場所等を記載）を作成することが望ましい。
- ・按分による場合は、購入と維持管理及び修理に係る按分割合は原則として同一となる。

#### (3)光熱水費（電気，水道，ガス），通信費

- ・当該事務所が自宅、会社の一部などの場合、別メーターや子メーターの設置又は別回線とすることが望ましい。
- ・固定電話のほか携帯電話にも支出できる。

#### (4)整理・保管すべき関係書類

- ・契約書等の関係書類（備品台帳を作成した場合は備品台帳も含む）整理・保管しなければならない。  
《例》○備品台帳（41ページ参照）

#### (5)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。  
また、事務所が自宅である場合の光熱水費、携帯電話等の通信費、インターネット接続経費等で私的活動が混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/4を上限とする割合で適切に按分した額を支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
政務調査活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額
政務調査活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/4を上限とする適切な額

項目	交通費
内容	会派又は議員の政務調査活動に要する日常的な交通費，宿泊費等の経費
例示	バス・電車代，タクシー代，高速料金，駐車場代，自動車リース代，ガソリン代，宿泊費等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)費用弁償との関係

- ・議員が別に費用弁償を受ける場合（本会議・委員会等に出席する場合及び委員会視察等による出張等）には支出できない。また，当該費用弁償を受ける日の前日及び当日における宿泊費も同様とする。

#### (2)他の使途項目との関係

- ・視察・研修等の他の使途項目に該当する交通費，宿泊費は，当該使途項目に計上することもできる。

#### (3)バス・電車代

- ・Suica（スイカ）・PASMO（パスモ）・バスカード等のプリペイド式カードを利用する場合は，履歴の印字又は使用区間，運賃等を記録し，領収書に代わる書類とする必要がある。

#### (4)タクシー代

- ・タクシーを利用する場合は，領収書に利用区間を記載する必要がある。また，行き先・目的等を記載した記録を作成しておくことが望ましい。

#### (5)自動車（リース，自己所有）の取扱

経費の区分	リースした自動車	自己所有の自動車
自動車の購入費用 （リース期間満了後に所有権が会派，議員，配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者，自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合を含む）	×	×
自動車リース代 （自動車諸税，自賠責保険等の最低限の必要経費を含む。）	○	—
任意保険料や事故修理費用，洗車等の日常の維持管理費用	×	×
当該自動車を使用した政務調査活動に係る実費 （ガソリン代，高速・有料道路料金，駐車場代等）	○	○

#### （留意点）

- ・自動車リースにおいて，リース期間は原則としておおむね議員の任期である4年程度することが望ましい。  
また，リース期間満了後に所有権が移転する場合は，資産形成につながるため充てることはできない。

## (6)ガソリン代等

- ・自動車を利用する場合の交通費は、①、②の何れか選択する。
    - ① 1 km 当たり 37 円×走行距離（1km 未満の端数は切り捨て）
    - ②ガソリン代の領収書
- （※ ①を選択した場合、走行距離の記録が必要となる）

## (7)高速料金

- ・ETC を利用する場合は、履歴の印字又は利用区間、料金等を記録し、領収書に代わる書類とする必要がある。

## (8)駐車場代

- ・出張先等における駐車場代のほか、会派又は議員が政務調査活動のために設置する事務所の駐車場代（来客用を含む）に支出できる。

## (9)宿泊費

- ・政務調査活動に必要な宿泊費（夕食及び朝食額相当額を含む。）の実費に充てられるが、公務出張に準じた次の基準額の範囲内とする。

基準額（※夕食・朝食代相当額を含む。）
1万6,500円（1泊当たり）

## (10)整理・保管すべき関係書類

- ・契約書等の関係書類を整理・保管しなければならない。

## (11)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

また、駐車場代、自動車リース代、ガソリン代等で私的活動が混在する場合は、合理的に説明できる割合又は 1/4 を上限とする割合で適切に按分した額を支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
政務調査活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする適切な額
政務調査活動と私的活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする適切な額
政務調査活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は 1/4 を上限とする適切な額

項目	視察・研修費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行う視察・研修等に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修等への議員等の参加に要する経費
例示	講師等謝礼，会場・機器等借上代，通訳・翻訳代，参加費，資料代，交通費，宿泊費，食事代，通信費，バス借上代，視察先入場料，視察先への土産代等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となる視察・研修等

- ・会派又は議員が政務調査活動のため主催する視察・研修・勉強会等
- ・議員及び会派又は議員が政務調査活動のため雇用する職員（会派政調会職員，事務所職員等）が参加する他団体等主催の視察・研修・勉強会等

#### (2)交通費，宿泊費

- ・政務調査活動のために行われる視察・研修・勉強会等に要する交通費，宿泊費の実費を支出できる。
- ・議員が別に費用弁償を受ける時（本会議・委員会等に出席する場合及び委員会視察等による出張等）には支出できない。また，当該費用弁償を受ける日の前日及び当日における宿泊費も同様とする
- ・公務出張に準じ，グリーン車や航空機のビジネスクラス等にも充てることができる。
- ・政務調査活動に必要な宿泊費（夕食及び朝食代相当額を含む。）の実費に充てられるが，公務出張に準じた次の金額の基準額の範囲内とする。

宿泊地	基準額（※夕食・朝食代相当額を含む。）
国内	1万6,500円（1泊当たり）
海外	2万9,000円（1泊当たり）

- ・その他の留意事項については、『交通費』のそれを準用する。

- ・海外における「現地調査」を実施する場合の留意事項

【例】海外滞在期間4日間のうち，観光地視察が1日間含まれている場合

往復の航空運賃＝300,000円

海外滞在中経費＝400,000円（宿泊費，交通費等）

合 計＝700,000円

政務調査充当額＝600,000円（（300,000円＋（400,000円×3日／4日））

※海外滞在期間のうち1／2を超える期間が観光地視察に充てられる場合は，航空運賃についても按分すべきである。

### (3) 食事代

- ・ 政務調査活動のため主催又は参加する視察・研修等と一体性のある飲食等の経費に支出できる。
- ・ 公職選挙法の寄附に当たる場合には支出できない。
- ・ 経費は、社会通念上妥当な範囲とし、次の額を限度とする実費額に充てられる。

飲食等の内容	限度額
会議等における弁当代等	3,000円(一人1回当たり)
会合等における飲食	5,000円(一人1回当たり)

- ・ 二次会等の経費、視察・研修等の一部として行うには不適切な場所(スナック・バー・カラオケボックス等)における経費に充てることはできない。
- ・ 議員同士の懇親会など懇親・親睦や飲食を主目的とする場合には支出できない

### (4) 整理・保管すべき関係書類

- ・ 当該視察・研修等について、日時・場所・行程・参加者・目的等を記載した活動記録を作成することが望ましい。作成した場合は、整理・保管しておく必要がある。

### (5) 按分

- ・ 政務調査活動とその他の議員活動(政党活動、後援会活動等)とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

項目	調査委託費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
例示	調査委託費，翻訳料等

#### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

##### (1) 調査委託費

- ・当該調査研究等における成果物等は整理・保管しておく必要がある。

##### (2) 整理・保管すべき関係書類

- ・契約書等の関係書類を整理・保管しなければならない。



項目	資料購入・作成費
内容	会派又は議員が議会審議や政務調査活動のため行う図書等の購入及び資料作成に要する経費
例示	書籍代，新聞・雑誌購読料，CD-R等の購入費，有料データベース代，コピー代，印刷代，パネル代等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

**(1)書籍代**

- ・図書券・図書カードの購入には充てられない。

**(2)新聞・雑誌購読料**

- ・議員が事務所や自宅等で政務調査活動のために購入する場合は原則として、1紙（誌）当たり1部とし、会派において購入する場合は1紙（誌）当たり3部までとする。
- ・政党機関紙（誌）にも充てることができる。

**(3)整理・保管すべき関係書類**

- ・契約書等の関係書類を整理・保管しなければならない。

**(4)按分**

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

項目	会議費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため開催する会議に要する経費
例示	講師等謝礼，会場・機器借上代，通訳・速記代，会議に伴う茶菓代，食事代，看板代，交通費等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象

- ・会派の総会・役員会・政策研究会等及び地域関係者や有識者，国会議員，市町村議会議員等との意見交換・勉強会等の会議・会合
- ・政党活動・後援会活動としての会議・会合には充てられない。

#### (2)交通費

- ・政務調査活動のため開催する会議等に要する交通費の実費を支出できる。
- ・議員が別に費用弁償を受ける場合（本会議・委員会等に出席する場合及び委員会視察等による出張等）には支出できない。
- ・その他の留意事項については、『交通費』のそれを準用する。

#### (3)食事代

- ・政務調査活動のため開催する会議・会合と一体性のある飲食等の経費に支出できる。
- ・公職選挙法の寄附に当たる場合は支出できない。
- ・経費は，社会通念上妥当な範囲とし，次の金額を限度とする実費額に充てられる。

飲食等の内容	限度額
会議等における弁当代等	3,000円（一人1回当たり）
会合等における飲食	5,000円（一人1回当たり）

- ・二次会等の経費，会議を行うには不適切な場所（スナック・バー・カラオケボックス等）における経費に充てることはできない。
- ・議員同士の懇親会など懇親・親睦や飲食を主目的とする場合には支出できない

#### (4)整理・保管すべき関係書類

- ・当該会議等について，日時・場所・参加者・目的等を記載した活動記録を作成することが望ましい。作成した場合は，整理・保管しておく必要がある。

#### (5)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

項目	グループ活動費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費
例示	議員連盟等年会費，視察参加費，交通費等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象

- ・会派内の議員連盟・研究会・プロジェクトチーム及び超党派の議員連盟（議会事務局において事務補助を行うものを含む。）等の活動（会議，会合，勉強会，視察等）
- ・政党活動・後援会活動としての活動に充てることはできない。

#### (2)交通費，宿泊費

- ・政務調査活動のため行うグループ活動に要する交通費の実費を支出できる。
- ・議員が別に費用弁償を受ける場合（本会議・委員会等に出席する場合及び委員会視察等による出張等）には支出できない。
- ・その他の留意事項については、『交通費』のそれを準用する。

#### (3)食事代

- ・政務調査活動のため行うグループ活動と一体性のある飲食等の経費に支出できる。
- ・公職選挙法の寄附に当たる場合は支出できない。
- ・経費は，社会通念上妥当な範囲とし，次の金額を限度とする実費額に充てられる。

飲食等の内容	限度額
会議等における弁当代等	3,000円（一人1回当たり）
会合等における飲食	5,000円（一人1回当たり）

- ・二次会等の経費，会議を行うには不適切な場所（スナック・バー・カラオケボックス等）における経費に充てることはできない。
- ・議員同士の懇親会など懇親・親睦や飲食を主目的とする場合には支出できない

#### (4)整理・保管すべき関係書類

- ・当該活動等について，日時・場所・参加者・目的等を記載した活動記録を作成することが望ましい。作成した場合は，整理・保管しておく必要がある。

#### (5)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

項目	広報紙（誌）発行費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行う広報紙（誌）の作成・発行に要する経費
例示	原稿料，作成委託料，デザイン料，写真代，コピー代，印刷・製本代，はがき代，新聞折込代，送料等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となる広報紙（誌）の要件

- ・会派又は議員が作成・発行するもので，主に県民を対象とし，県政に関連した内容であること。また，県民からの意見等を受け付けるため，発行者の連絡先（電話・FAX番号，住所等）を記載すること。
- ・広報紙（誌）の配布場所は，原則として県内とする。ただし，配布方法は問わない。（郵送，新聞折込，街頭・事務所等での配布，ポスティング等）

#### (2)はがき代

- ・年賀状等のあいさつ状，慶弔電報等の購入には充てられない。

#### (3)整理・保管すべき関係書類

- ・契約書等の関係書類を整理・保管しなければならない。  
なお，当該発行又は作成した広報紙（誌）について見本（説明資料用）として1部は整理・保管しておく必要がある。

#### (4)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

※合理的に説明できる割合の例

- ・紙（誌）面の面積・分量等の合理的な方法により，政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動）の内容を按分する場合

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務調査活動を内容とする面積・分量等}}{\text{紙（誌）面の総面積・総分量等}}$$

項目	ホームページ作成・管理費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
例示	ホームページ・ブログ作成管理委託料，保守料等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となるホームページ等の要件

- ・会派又は議員が作成するもので，主に県民を対象とし，県政に関連した内容であること。

#### (2)整理・保管すべき関係書類

- ・契約書等の関係書類を整理・保管しなければならない。

#### (3)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

また，個人やペット，趣味の紹介等の私的活動が混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/4を上限とする割合で適切に按分した額にを支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額
私的活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/4を上限とする適切な額

項目	政策広報費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行う音声による広報・広聴活動に要する経費
例示	会場・機器等借上代，通訳・速記代，会議に伴う茶菓代，看板代，機材費，自動車リース代，道路使用許可申請手数料，交通費等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となる活動

- 講演・集会
  - ・ 県政報告会，政策講演会，対話集会等の地域関係者等を対象とした講演・集会等による広報・広聴活動
- 街頭等における活動
  - ・ 街頭や広報車等により音声等を用いて行う演説等の不特定多数を対象とした広報・広聴活動

#### (2)交通費

- ・ 政務調査活動のため行う街頭等における活動，講演・集会に要する交通費の実費を支出できる。
- ・ 議員が別に費用弁償を受ける場合（本会議・委員会等に出席する場合及び委員会視察等による出張等）には支出できない。
- ・ その他の留意事項については、『交通費』のそれを準用する。

#### (3)整理・保管すべき関係書類

- ・ 当該活動等について，日時・場所・参加者・目的等を記載した活動記録を作成することが望ましい。作成した場合は，整理・保管しておく必要がある。

#### (4)按分

- ・ 政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする適切な額

項目	会費
内容	会派又は議員が政務調査活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費
例示	地域団体等が主催する会合の会費，年会費，交通費等

### 政務調査費の支出に当たっての留意事項

#### (1)対象となる経費

##### ○年会費

- ・議員が政務調査活動に係る意見交換や情報収集等を目的として加盟する各種団体・地域団体等の年会費及びこれに類するもの

##### ○会費

- ・各種団体・地域団体等が主催するもので，議員が政務調査活動に係る意見交換や情報収集等を目的として参加する会合等の会費及びこれに類するもの。

##### (留意点)

- ・他団体が主催する会合等であること。
- ・主催する各種団体等の規約・通知等により金額，場所等が明確にされていることが望ましい。
- ・議員が所属する町内会やP T A，趣味の会など私的又は個人的に関する会合，一つの企業等が開催する会合，政党・政治家等が主催するパーティー等には充てられない。
- ・公職選挙法の寄附に当たる場合は支出できない。(3ページ参照)
- ・その金額が社会通念上妥当な範囲で明確に定められた，次の金額を限度とする実費額に充てられる。

限度額
10,000円 (一人1回当たり)

- ・意見交換を伴わない場合や懇親・親睦，飲食を主目的とする場合には支出できない。

#### (2)交通費

- ・政務調査活動のため参加する会合等に要する交通費の実費を支出できる。
- ・議員が別に費用弁償を受ける場合（本会議・委員会等に出席する場合及び委員会視察等による出張等）には支出できない。
- ・その他の留意事項については、『交通費』のそれを準用する。

#### (3)整理・保管すべき関係書類

- ・当該活動等について，日時・場所・名称・参加目的等を記載した活動記録を作成することが望ましい。作成した場合は，整理・保管しておく必要がある。

#### (4)按分

- ・政務調査活動とその他の議員活動（政党活動，後援会活動等）とが混在する場合は，合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について政務調査費として支出できる。

事務所の活動実態	政務調査費として支出できる額
専ら政務調査活動の場合	経費の全額
その他の議員活動が混在する場合	経費のうち合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする適切な額

#### ( 4 ) 政務調査費の充当が不適当な例

<b>政党活動への支出</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 党費，党支部費等の会費</li><li>・ 政党や政党支部等が開催する大会や会合等の会費，参加費，旅費等</li><li>・ 政党の広報紙，パンフレット，ビラ等に要する印刷，送料等</li><li>・ 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費含む）</li><li>・ 党大会参加費，党大会参加旅費，党大会賛助金等</li></ul>
<b>選挙活動への支出</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国会議員，県議会議員，知事，市町村長，議員などの選挙にあたっての各種団体への支援依頼活動，選挙ビラ作成等に要する経費</li><li>・ 選挙関係に係る経費，選挙活動費</li></ul>
<b>後援会活動への支出</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 後援会活動のための経費</li><li>・ 後援会の広報紙，パンフレット，ビラ等に要する印刷，送料等</li><li>・ 後援会が主催する「報告会等」の開催経費，出席等に要する経費等</li></ul>
<b>私的経費への支出</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 慶弔餞別費等（香典，御見舞，祝金，餞別，寸志，贈答費用，慶弔電報年賀状の購入印刷等の経費）</li><li>・ 冠婚葬祭の出席（葬儀，結婚式，祝賀会，祭り）等に要する経費</li><li>・ 宗教活動（檀家総代会，報恩講，宮参り）等に要する経費</li><li>・ 観光，レクリエーション，私用用務等による旅行の経費</li><li>・ 親睦会，レクリエーション等のための経費</li></ul>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 挨拶，会食，テープカット等の出席等で調査活動の伴わないもの</li><li>・ 飲食を主な目的とした懇談会</li><li>・ 私的な立場で加入している団体等の会費等 （町内会費，PTA会費，商工会費，ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費，スポーツクラブ会費等）</li></ul>



### 3 政務調査費の事務手続

#### (1) 交付対象

議会の会派（所属議員が1人であるものを含む）に交付します。

**根拠規定：茨城県政務調査費の交付に関する条例第2条**

#### (2) 交付額

各会派に対し、議員一人につき月額30万円を交付します。

**根拠規定：茨城県政務調査費の交付に関する条例第3条**

#### (3) 会派の届出

議員が会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、会派結成届を議長に提出しなければなりません。

また、会派結成届の内容に異動が生じたときは会派異動届を、会派を解散したときは会派解散届を議長に提出しなければなりません。

**根拠規定：茨城県政務調査費の交付に関する条例第4条  
同条例施行規程第2条**

#### (4) 交付決定

議長は、会派結成届等の提出があったとき知事に通知し、知事は交付決定をして会派の代表者に通知します。

**根拠規定：茨城県政務調査費の交付に関する条例第5条・第6条  
同条例施行規程第3条・第4条**

#### (5) 交付

各会派に対し、毎四半期の最初の月に、当該四半期分を交付します。

**根拠規定：茨城県政務調査費の交付に関する条例第7条**

## 4 収支報告書

### (1) 収支報告書及び領収書等の提出【別紙様式】

- ・会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の収支報告書を毎年度4月30日までに議長に提出しなければなりません。
- ・収支報告書を提出するときは、政務調査費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出しなければなりません。

**根拠規定**： 茨城県政務調査費の交付に関する条例第9条

### 【領収書等の提出方法】

- ①政務調査費領収書等貼付用紙（別紙様式）
  - ・正本を複写したものを提出してください。
  - ・領収書が複数ある場合は、別紙（任意）に重ならないように貼り付けて複写してください。
- ②政務調査費支払証明書（別紙様式）
  - ・正本を複写したものを提出してください。

### (2) 証拠書類等の整理・保管（会派保管分）【保管義務】

経理責任者は、政務調査費に係る会計帳簿及び証拠書類等を整理保管し、5年間保存しなければなりません。

**根拠規定**： 茨城県政務調査費の交付に関する条例施行規程第7条

### (3) 議長の調査

議長は、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができます。

**根拠規定**： 茨城県政務調査費の交付に関する条例第10条

### (4) 残余の返還

交付を受けた政務調査費に残余がある場合は、返還する必要があります。

**根拠規定**： 茨城県政務調査費の交付に関する条例第11条

### (5) 収支報告書等の保存及び閲覧

議長に提出された収支報告書及び領収書等は、5年間保存し、閲覧に供します。

**根拠規定**： 茨城県政務調査費の交付に関する条例第12条

## 5 資料

### ( 1 ) 各種様式及び記入例

#### 【提出書類の様式】

① 政務調査費収支報告書	(様式)	----	27
	(記入例)	----	28
② 政務調査費領収書等貼付用紙	(様式)	----	29
	(記入例)	----	30
③ 政務調査費支払証明書	(様式)	----	31
	(記入例)	----	32

#### 【参考様式】

④ 政務調査依頼書	(参考様式)	----	33
	(記入例)	----	34
⑤ 政務調査費会計帳簿	(参考様式)	----	35
	(記入例)	----	36
⑥ 雇用（職員従事協定）契約書	(参考様式)	----	37
	(記入例)	----	38
⑦ 政務調査費勤務実績表	(参考様式)	----	39
	(記入例)	----	40
⑧ 備品台帳	(参考様式)	----	41
	(記入例)	----	42
⑨ 活動記録簿	(参考様式)	----	43
	(記入例)	----	44
⑩ 自家用車利用記録簿	(参考様式)	----	45
	(記入例)	----	46

( 2 ) 地方自治法（抄）	-----	47
----------------	-------	----

( 3 ) 条例及び施行規定	-----	48
----------------	-------	----

( 4 ) 公職選挙法（抄）	-----	52
----------------	-------	----

## 平成 年度政務調査費収支報告書

記入例

会派の名称

### 1 収 入

政務調査費 72,000,000 円

### 2 支 出

(単位：円)

分 類	項 目	支 出 額
調査活動補助費	人 件 費	6,720,000円
	事 務 所 費	10,764,000円
	事 務 費	2,118,400円
	交 通 費	2,835,600円
調査・政策立案費	視 察 ・ 研 修 費	9,444,000円
	調 査 委 託 費	11,520,000円
	資 料 購 入 ・ 作 成 費	1,513,200円
	会 議 費	2,460,000円
	グ ル ー プ 活 動 費	7,320,000円
広報広聴活動費	広 報 紙 ( 誌 ) 発 行 費	7,812,000円
	ホ ー ム ペ ー ジ 作 成 ・ 管 理 費	1,700,000円
	政 策 広 報 費	4,296,000円
	会 費	2,016,000円
	合 計	70,519,200円

### 3 残 余

1,480,800 円

# 平成 年度政務調査費収支報告書

様式

会派の名称

1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

分 類	項 目	支 出 額
調査活動補助費	人 件 費	
	事 務 所 費	
	事 務 費	
	交 通 費	
調査・政策立案費	視 察 ・ 研 修 費	
	調 査 委 託 費	
	資 料 購 入 ・ 作 成 費	
	会 議 費	
	グ ル ー プ 活 動 費	
広報広聴活動費	広 報 紙 ( 誌 ) 発 行 費	
	ホ ー ム ペ ー ジ 作 成 ・ 管 理 費	
	政 策 広 報 費	
	会 費	
	合 計	

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

# 政務調査依頼書

参考様式

年 月 日

所属議員各位

会派名

代表者名

印

## 政務調査依頼書

政務調査を下記のとおり依頼します。

### 記

#### 1 調査内容

茨城県の県政に関する政務調査活動で、次に例示する分野に関するもの

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 教育      | (8) 環境              |
| (2) 文化・スポーツ | (9) まちづくり           |
| (3) 暮らしと住まい | (10) 道路・交通          |
| (4) 福祉・人権   | (11) 防災・安全          |
| (5) 健康・医療   | (12) 計画・財政・税        |
| (6) 雇用・労働   | (13) その他県政・県議会の重要課題 |
| (7) 経済・産業   |                     |

#### 2 依頼期間

年 月 日 から 年 月 日まで

#### 3 その他

- (1) 政務調査費の充当に当たっては、茨城県政務調査費の交付に関する条例施行規程第 条第 項及び別表に規定する使途基準に従うこと。
- (2) 各所属議員の事務所については、会派の地域支部として位置づけ、会派の政務調査活動のために使用するものとする。
- (3) その他不明な点は、会派代表者との協議により決定する。



記入例

政務調査費会計帳簿

(平成 年 4月 分)

月	日	内 容	収入額	政 務 調査 費 支出 額	政 務 調 査 費 支 出 項 目											領 収 書 等 番 号		
					調査活動補助費				調査・政策立案費					広報・広聴活動費				
					人件費	事務所費	事務費	交通費	視察・研修費	調査委託費	資料購入・作成費	会議費	ゴルフ活動費	広報紙(誌)発行費	HP作成・管理費		政策広報費	会費
4		4月分政務調査費	5,000,000															
		調査のための交通費		10,000				10,000										1
		講演会参加費		5,000													5,000	2
		書籍購入		3,000							3,000							3
	x	北用紙、消耗品購入		5,000			5,000											4
		県視察費		50,000					50,000									5
		3月分賃金		60,000	60,000													6
		4月分事務所賃借料		30,000		30,000												7
月計			5,000,000	163,000	60,000	30,000	5,000	10,000	50,000		3,000						5,000	
累計			5,000,000	163,000	60,000	30,000	5,000	10,000	50,000		3,000						5,000	



**参考様式**

**雇 用(職員従事者協定) 契 約 書**

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所		電話

下記の条件で契約します。

雇用(従事)期間	年 月 日 から 年 月 日
就業(従事)場所	
職 務 内 容	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで ( )
休 日	
給与(費用負担)	
給与支給日 (支払方法)	
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。  
又は従事協定のの場合は、従事の取扱いについて従事者と従事先間において協議の上定めるものとする。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

年 月 日

雇 用 者(会派又は議員)  
(協定の場合は従事者の雇用主)

印

被雇用者(従事者)  
(協定の場合は従事先会派又は議員)

印

## 記入例

## 雇 用 ( 職 員 従 事 者 協 定 ) 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		昭和 年 月 日生
現 住 所	水戸市 1 - 2 - 3	電話 029 - -
下記の条件で契約します。		
雇用(従事)期間	平成 年 月 日	から 平成 年 月 日
就業(従事)場所	水戸市 4 - 5 - 6	事務所
職 務 内 容	政務調査補助事務等	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 9時 00分 から 午前・午後 5時 30分 まで ( 休憩時間は12時00分から1時00分まで)	
休 日	土・日・祝日・年末年始	
給与(費用負担)	月額 , 円	
給与支給日 (支払方法)	毎月 日締切り 日支払い (当月分を翌月10日に従事元が従事先に請求し、従事先は速やかに従事元の指定口座に支払う。)	
給与振込先	銀行 支店 普通 口座番号 1234567	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。  
又は従事協定のの場合は、従事の取扱いについて従事者と従事先間において協議の上定めるものとする。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

年 月 日

雇 用 者 ( 会 派 又 は 議 員 )  
( 協 定 の 場 合 は 従 事 者 の 雇 用 主 )

印

被 雇 用 者 ( 従 事 者 )  
( 協 定 の 場 合 は 従 事 先 会 派 又 は 議 員 )

印

参考様式

### 政務調査費勤務実績表

年 月分	氏 名	
------	-----	--

日	曜日	勤 務 時 間	業 務 内 容
1		~	
2		~	
3		~	
4		~	
5		~	
6		~	
7		~	
8		~	
9		~	
10		~	
11		~	
12		~	
13		~	
14		~	
15		~	
16		~	
17		~	
18		~	
19		~	
20		~	
21		~	
22		~	
23		~	
24		~	
25		~	
26		~	
27		~	
28		~	
29		~	
30		~	
31		~	

給与月額(円) × 政務調査活動の割合(又は1/2) = 政務調査費充当額

専ら政務調査活動に従事する場合は、全額充当できるものとする。

記入例

## 政務調査費勤務実績表

平成 年 月分		氏 名	
日	曜日	勤 務 時 間	業 務 内 容
1	月	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(広報紙編集作業)
2	火	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(要望事項の調査)
3	水	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(資料収集)
4	木	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(広報紙編集作業)
5	金	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(調査資料作成)
6	土	~	
7	日	~	
8	月	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(広報紙配送作業)
9	火	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(会派 会議資料作成)
10	水	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(会派 会議準備)
11	木	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(要望事項調査)
12	金	9:00 ~ 17:30	政務調査活動(政調会資料作成)
13	土	~	
14	日	~	
15	月	9:00 ~ 17:30	<p>政務調査活動の業務内容を簡潔に記入してください。</p> <p>なお、調査活動以外の活動が混在する場合は按分して下さい。</p>
16	火	9:00 ~ 17:30	
17	水	9:00 ~ 17:30	
18	木	9:00 ~ 17:30	
19	金	9:00 ~ 17:30	
20	土	~	
21	日	~	
22	月	9:00 ~ 17:30	
23	火	9:00 ~ 17:30	
24	水	9:00 ~ 17:30	
25	木	9:00 ~ 17:30	
26	金	9:00 ~ 17:30	
27	土	~	
28	日	~	
29	月	9:00 ~ 17:30	
30	火	9:00 ~ 17:30	
31	水	9:00 ~ 17:30	

給与月額(円) × 政務調査活動の割合(又は1/2) = 政務調査費充当額

専ら政務調査活動に従事する場合は、全額充当できるものとする。



記入例

備品台帳

会派名

NO.	品名	規格	取得年月日	取得価格	按分割合	保管場所	備考
1	パソコン	電気社製 PC -	H17.5.20	200,000		会派控え室	
<del>2</del>	<del>デジタルカメラ</del>	<del>電気社製 DC -</del>	<del>H17.6.1</del>	<del>30,000</del>		<del>会派控え室</del>	<del>H20.12.1廃棄</del>
3	ビデオカメラ	社製 VC -	H20.3.10	80,000		会派控え室	
4	ファクシミリ	電気 FX2000	H20.8.20	150,000	1/2	支部 事務所	
5	印刷機	電気 CP456	H21.3.1	200,000	1/2	支部 事務所	

廃棄処分した場合の表記。備考に処分日付を記入。

一般名称を記載する。

個別に機器を識別できる情報を記載する。

取得総額を記載する。

按分割合により政務調査費から充当する。

保管の場所を具体的に記載する。

廃棄や保管場所変更などの場合に、わかりやすく記載する。

本台帳は、取得価格5万円以上の物品について記載すること。

# 活動記録簿

会派・議員名

年月日					
場 所					
相手方					
参加者氏名					
活動内容 (具体的に記入)					
上記活動に 要した経費	交通費	行 先	交通機関等	区 間	金 額
					円
					円
					円
					円
					円
		宿泊費	内訳:		円
		飲食費	内訳:		円
		資料購入費	内訳:		円
		会費	内訳:		円
		その他	内訳:		円
		合 計			円
備 考					

※この活動記録簿には、①調査研究のために管外出張したとき、②会派、議員が主催する会議を行ったとき、③政務調査に係る会合で飲食のあったとき、④広報活動を行ったとき、⑤委託調査を行ったときなどの際に必要な内訳等を記載してください。

記入例

## 活動記録簿

会派・議員名

年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日				
場所	〇〇〇県 (※ 調査先等の場所を記入する)				
相手方	〇〇〇議会、執行部担当課 (※ 調査先等の相手方を記入する)				
参加者氏名	〇〇太郎、〇〇次郎 (※ 調査者名を記入する)				
活動内容 (具体的に記入)	<p>〇〇県における、環境政策の取り組みについて調査。 〇〇県△△センターの視察</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>具体的な調査内容等を記載してください。 調査報告書等活動内容が確認できる資料があれば 添付してください。</p> </div>				
上記活動に 要した経費	交通費	調査先	交通機関等	区間	金額
		〇〇県議会	JR	水戸～〇〇	〇〇, 〇〇〇円
			タクシー	〇〇駅～〇〇県庁	〇, 〇〇〇円
		〇〇センター	タクシー	〇〇県庁～現地	〇, 〇〇〇円
					円
					円
				円	
	宿泊費	内訳: 12,000 × 2			24,000 円
	飲食費	内訳: 2,000 × 2名			4,000 円
	資料購入費	内訳:			円
会費	内容:			円	
その他	内容:			円	
合 計				〇〇, 〇〇〇円	
備考					

※この活動記録簿には、①調査研究のために管外出張したとき、②会派、議員が主催する会議を行ったとき、③政務調査に係る会合で飲食のあったとき、④広報活動を行ったとき、⑤委託調査を行ったときなどの際に必要な内訳等を記載してください。



使用者(会派・議員名)

支払日	年 月 日 ( )
支出項目 (○で囲む)	・人件費 ・事務所費 ・事務費 ・交通費 ・視察研修費 ・調査委託費 ・資料購入作成費 ・会議費 ・グループ活動費 ・広報紙(誌)発行費 ・ホームページ作成管理費 ・政策広報費 ・会費
活動内容	
政務調査費支出額	円
支払先	
備考	(按分等)

領収書等貼付欄

※領収書は重ねて貼付しないこと。重なる場合は別紙に貼付する。

使用者(会派・議員名)

支払日	〇〇年 〇月 〇〇日 (火)
支出項目 (〇で囲む)	・人件費 ・事務所費 ・事務費 ・交通費 ・視察研修費 ・調査委託費 ・資料購入作成費 ・会議費 ・グループ活動費 ・広報紙(誌)発行費 ・ホームページ作成管理費 ・政策広報費 ・ <u>会費</u>
活動内容	〇〇〇団体主催の「〇〇〇」の参加会費
政務調査費支出額	10,000 円 <span>政務調査費充当額を記載する。</span>
支払先	団体
備考	(按分等) <span>按分率1/2, 1/4, 合理的な割合等を記載する。</span>

領収書

平成 年 月 日

様

金 10,000 円

但し, 会費として

団体 (印)

※領収書は重ねて貼付しないこと。重なる場合は別紙に貼付する。

様式

平成 年度 政務調査費支払証明書

No. \_\_\_\_\_

支払日	年 月 日 ( )
支出項目 (○で囲む)	・人件費 ・事務所費 ・事務費 ・交通費 ・視察研修費 ・調査委託費 ・資料購入作成費 ・会議費 ・グループ活動費 ・広報紙(誌)発行費 ・ホームページ作成管理費 ・政策広報費 ・会費
活動内容	
政務調査費支出額	円
支出内容	
支払先	
領収書がない理由	

上記のとおり支払ったことを証明します。

年 月 日

会派・議員名 \_\_\_\_\_ 印

会派確認欄	経理責任者名	印
	会派代表者名	印

記入例

平成〇〇年度 政務調査費支払証明書

No. 〇

支払日	〇〇年〇月〇日(金)
支出項目 (〇で囲む)	・人件費 ・事務所費 ・事務費 ・ <u>交通費</u> ・視察研修費 ・調査委託費 ・資料購入作成費 ・会議費 ・グループ活動費 ・広報紙(誌)発行費 ・ホームページ作成管理費 ・政策広報費 ・会費
活動内容	〇〇に関する調査に要した交通費(調査先:〇〇〇)
政務調査費支出額	3,000円
支出内容	電車賃(〇駅~〇駅)1,250円×2 バス賃(〇駅~〇停)250円×2
支払先	JR東日本, 〇〇バス
領収書がない理由	電車賃, バス賃のため領収書なし

上記のとおり支払ったことを証明します。

平成〇〇年 〇 月 〇 日

会派・議員名 〇 〇 〇 〇

印

会派確認欄	経理責任者名	印
	会派代表者名	印

参考様式

自家用車利用記録簿

月分

会派・議員名

月日	曜日	行先(住所,施設名等)	活動内容	走行距離(Km)	按分割合	政務調査費支出額
合計						

自家用車利用記録簿

月分

会派・議員名

会派

月日	曜日	行先(住所,施設名等)	活動内容	走行距離(Km)	按分割合	政務調査費支出額
		市 町地先	についての現況調査	23	1	851円
~	~	県 市 ( 県 施設ほか)	施設視察及び 事業の調査	270	1/2	4,995円
合計						5,846円

往復の走行距離を記入する。  
走行距離に端数がある場合  
端数は切り捨てとする。

専ら政務調査活動の場合  
は1を, 政務調査活動以外  
の活動が混在する場合は  
合理的な割合又は 1/2,  
1/4 の按分割合を記入す  
る。

政務調査費で支出する金額  
を記入する。(端数は切り捨  
てとする。)